

インフルエンザによる出席停止の通知書

利根沼田学校組合立利根商業高等学校
校長 上原 清司

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。（なお、医師の診断により 5 日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）

.....

利根沼田学校組合立利根商業高等学校長 様

保護者が記入

インフルエンザにおける療養報告書
年 組 氏名

- 1 診断を受けた医療機関：
- 2 診断日：令和 年 月 日（診断型：A 型 B 型 不明）※いずれかに○をつけてください。
- 3 登校再開日：令和 年 月 日
（登校再開には下記の出席停止期間の基準 1 と 2 の両方を満たす必要があります。）
※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を 0 日とし、翌日から数えて 5 日を経過している。 ⇒ 発症日： 月 日
2	解熱した日を 0 日とし、翌日から数えて 2 日を経過している。 ⇒ 解熱した日： 月 日

上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 保護者氏名 印

学校記入欄

担任が記入し、教務主任へ提出して下さい。 出席停止期間の授業日数	担任	教務主任	養護教諭
	日		